

衆議院議員選挙

選挙制度が変わりました

衆議院議員の選挙制度が変わりました。選挙制度が変わつても、変わらぬのが衆議院議員は国民の代表であるということです。来るべき選挙の際には、私たちの清く、正しい一票を棄権することなく投票しましょう。

小選挙区比例代表並立制になります

衆議院議員の選挙制度が中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変わりました。小選挙区選挙は、全国三百の選挙区から各一人を選びます。秋田県は三選挙区からな

り、大館市の場合は秋田二区となっています。比例代表選挙は、集計される東北ブロックでは、五百十一人から五百人となります。秋田二区と大館市は、各政党の得票に応じて議員を選びます。皆さんの票が

全国十一の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党の得票に応じて議員を選びます。皆さんの票が

全国十一の選挙区（ブロック）ごとに

投票は、二票制です。小選挙区選挙では候補者の名前を、比例代表選挙では政党名をそれぞれの投票用紙に書いて投票することになります。

投票するときは

投票用紙に書いて投票することになります。

立候補するためには？

△小選挙区選挙の立候補▽

次のいずれかにあてはまる政党及びその他の政治団体は、候補者の届け出ができます。

・国会議員が5人以上いること。
・直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかで、全国を通じた得票率が2パーセント以上であること。

なお、個人立候補については從来どおりとなっています。

△比例代表選挙の名簿届出▽

次のいずれかにあてはまる政党及びその他の政治団体は、名簿の届け出ができます。
・国会議員が5人以上いること。
・直近の衆議院議員総選挙または

参議院議員通常選挙のいずれかで、全国を通じた得票率が2パーセント以上であること。
名簿登載者数がその選挙区（ブロック）における定数の2割以上であること。



なお、名簿には当選人となるべき順位を付けて届け出ることになっています。

△重複立候補▽

小選挙区選挙で候補者の届け出ができる政党及びその他の政治団体は、小選挙区選挙の届出候補者を、同時に実行される比例代表選挙の名簿登載者とすることができます。名簿には、当選人となるべき順位を付けて届け出ることになっていますが、この重複立候補については、全員またはその一部の順位を同一のものとすることができます。

当選するかたは？



比例代表選挙では、全国十一の選挙区（ブロック）ごとに各政党及びその他の政治団体の得票数に応じて当選人が配分され、各政党の名簿の順位に従って当選人が決まります。同一順位とされた重複立候補者の当選人となるべき順位は、小選挙区選挙における最多得票者の得票に対する各重複立候補者の得票数の割合（惜敗率）の大きいものから順次定められます。また、重複立候補者が小選挙区選挙で当選した場合には、名簿には記載されていないものとみなされます。